

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(平成一七年一月七日法律第一一四号)

一、提案理由(平成一七年一月一八日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明させていただきます。

……………(略)……………

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定にあわせて、必要な改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。

第二に、地域手当を新設するとともに調整手当を廃止することとしております。

第三に、常勤の委員等に支給する日額手当の限度額について、内閣総理大臣等の給与改定に準じて引き下げることとしております。

第四に、二千五年日本国際博覧会政府代表の俸給月額を、内閣総理大臣等の給与改定に準じて引き下げることとしております。

第五に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置対象の審議会等の常勤委員等の俸給月額について、内閣総理大臣等の給与改定に準じて同じく引き下げることとしております。

このほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

……………(略)……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成一七年一月二一日)

実川幸夫君 ただいま議題となりました各案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各案の要旨について御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、内閣総理大臣等の俸給月額及び期末手当等を改定するものであります。

..... (略)

以上の各案は、去る十月五日本委員会に付託され、同月十八日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨二十日一括して質疑を行い、討論、採決の結果、各案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、公務員制度改革に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

決議（平成一七年一〇月二〇日）

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平一七法一一三）の決議と一括して掲載）

三、参議院総務委員長報告（平成一七年一〇月二八日）

木村仁君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

..... (略)

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであります。

..... (略)

委員会におきましては、三法案を一括して議題とし、公務員給与に対する批判と総人件費抑制についての考え方、実効的で公正な勤務実績評価のための具体策、外務公務員に支給される在勤手当の在り方、労働基本権付与に向けての検討の必要性、全俸給月額の下げと地域手当新設の妥当性、人事院の中立公正性及び独立性の維持等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より、一般職職員給与法改正案及び国家公務員退職手当法改正案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、三法案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。